下山地区雑草刈機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下山地区に多く見られる休耕地を整備し、環境の向上を図るため、豊田市役所下山支所(以下「支所」という。)が管理する雑草刈機の貸出しに関し、必要な事項を定めるものである。

(貸出対象者)

第2条 雑草刈機の貸出しを受けることができる者は、下山地区区長会に属する自治区、下山地区に拠点を置く営利を目的としない団体等とし、個人への貸出しはしないものとする。

(貸出範囲)

第3条 雑草刈機を使用し、活動できる範囲は、下山地区内とする。

(貸出期間)

第4条 雑草刈機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め7日以内とする。

(貸出申請)

第5条 貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の5日前までに雑草刈機使用申請書(様式第1号)を支所に提出しなければならない。

(貸出許可)

第6条 支所は、前条の申請があったとき、当該申請を審査し貸出しを適当と認めたときは許可するものとする。

(費用負担)

- 第7条 雑草刈機の貸出料は、無料とする。
- 2 雑草刈機の運搬や使用に要する一切の費用は、使用者の負担とする。ただし、替え刃等の消耗品及び維持管理費用は、支所の負担とする。

(使用者の遵守事項)

- 第8条 使用者は、雑草刈機の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 雑草を刈る以外の用途で使用しないこと
 - (2) 使用に当たり、防護眼鏡を着用するなど安全に十分配慮し作業を行うこと
 - (3) 作動音等周辺の住環境に配慮し作業を行うこと
 - (4) 処理能力を超えて使用しないこと
 - (5) 第三者に貸付けないこと
 - (6) 営利目的で使用しないこと
 - (7) 刈った雑草は、適正に処理すること

- (8) 毀損、盗難等の被害に遭わないよう適切に保管すること
- (9) 使用後は雑草刈機に付着した汚れを取るなど清掃をすること
- (10) 雑草刈機の刃の交換が必要な場合は、下山支所に申し出ること
- (11) その他、操作に注意を払い、適正に管理すること

(返却)

第9条 使用者は、自分で機械を操作して返却位置へ返却するものとする。 その際、雑草刈機の燃料を満杯にして返却するものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者の故意又は過失によって雑草刈機を毀損又は滅失したときは、これを弁償し、 原状復旧しなければならない。

(事故等の対応)

第11条 雑草刈機の運搬や使用中に発生した事故、怪我等については、使用者が責任を負うものとし、これらが発生した際には、直ちに、雑草刈機事故報告書(様式第2号)を支所長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年12月1日から施行する。

この要綱は、2023年4月1日から施行する。